

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和6年12月17日付けで行った文書「水路等の用途廃止及び譲渡の申請があった場合の審査基準に関する公文書」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和6年12月26日付け6瀬維第139号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和6年12月17日付けで行った開示請求に対し不存在（不開示）とされた、公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 令和6年12月26日付け6瀬維第139号で公文書不開示決定を行っている。

イ 令和7年1月30日付け弁明書では、行政財産の用途廃止及び払下げをする際の手順を記載しているが、手順が決まっているのであれば、その前提としての要領等は存在するはずである。

ウ 用地連絡調整会を開催しているのであれば、その運営要領、協議事項、審査基準等を記載した公文書が必ず作成されているはずである。また、弁明書において用地連絡調整会は、①協議地が公共の用に供されておらず、②今後も公共の用に利用する計画がないことを確認、③現地の状況等に合わせて用途廃止及び譲渡（払下げ）の可否を判断するとあるが、これらは申請に関する審査基準にほかならない。

エ 慣例に従って職務を行っているとしても、人事異動による事務引継ぎのためにもその慣例は文書化されているはずである。

オ 審査基準が全く定められていないのであれば、維持管理課が行う実態判断の合理性は担保されず、恣意的な判断が可能になり、申請の審査に関する予測可能性と法的安定性が大きく失われる。

以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

審査請求人が求める公文書は作成しておらず不存在であるため、開示することでは

きない。なお、行政財産を用途廃止及び払下げする際の取扱いについて、希望があった際に担当職員が図面調査及び現地確認等を実施し、用地連絡調整会を開催して払下げの可否を判断するという流れで行っており、審査基準等は作成していない。

4 審査請求に係る経過

令和6年12月17日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和6年12月26日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和6年12月26日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和7年1月30日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和7年2月28日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和7年3月18日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和7年8月25日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

弁明書に記載された用地連絡調整会議の流れは申請に関する審査基準であり、かつ、人事異動による事務引継ぎのためにも文書化されているはずである。また、審査基準が全く定められていないのであれば、実態判断の合理性は担保されず、恣意的な判断が可能になり、申請の審査に関する予測可能性と法的安定性が大きく失われることになる。また、担当者はメモを保有していると主張していたが、これは開示対象とされた公文書に該当すると考えるから、文書は必ず存在すると考えている。

さらに、行政不服審査法第33条及び第38条に基づく証拠書類提出の要求を求めたが応じられず、手続きに瑕疵があった。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 請求人から行政不服審査法第33条及び第38条に係る手続きの瑕疵に関する主張があったが、審査会では本件不開示決定に関することについてのみ審査した。

イ 用地連絡調整会議に係る決裁文書等も請求人の求める文書に含まれるのではないかと確認したが、請求に至るまでの請求人と処分庁とのやり取りから既に請求人が求めているものが明白であったため、開示請求された公文書の補正をしなかった点については、妥当であるとの判断に至った。

ウ 今回担当者の保有するメモについて、内容、使用状況等を確認したが、あくまで担当者個人が事務の覚えとして利用する目的で作成されたこと、瀬戸市文書取扱規程等に基づく起案をされたものでないこと、決裁文書等の公文書に添付したり、課の職員間で共用されたりしていないことを確認し、公文書に該当しないと判断した。

エ したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する「水路等の用途廃止及び譲渡の申請があった場合の審査基準に関する公文書」については、存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。